

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン改定について

令和元年7月22日

国立研究開発法人科学技術振興機構

バイオサイエンスデータベースセンター

第5回ヒトデータ審査委員会集合審査（平成30年3月16日開催）において、個人情報保護法や研究倫理指針の改正、所属機関外利用可能サーバ（機関外サーバ）の運用等に伴うガイドラインの改正について報告したところである。その後、NBDC ヒトデータベースの運営において、『NBDC の過失でない場合の免責についてガイドラインにおいて明記すべきではないか』というご意見を共有分科会の委員からいただいていたこと、また、機関外サーバを提供する東北メディカル・メガバンクより『何かトラブルがあった場合、データ利用者やデータ提供者に NBDC が損害賠償を求めることがある』という文言の追加を求められたことから、NBDC における損害賠償請求の可能性について検討し、ガイドラインに追加することとしたので、報告する。

1. 損害賠償の想定

（請求者） NBDC**（対象者）** データ利用者

- ・データ利用者が故意に、もしくは過失により情報が漏洩した場合を想定

データ提供者

- ・データ提供者が故意に、自身のデータを漏えいしたり、（データ提供時に）他のデータの情報漏えい等を起こすようにウイルス等を仕組んだ場合などを想定

※利用者、提供者の所属機関の長は今回は対象外。（NBDCヒトデータベースの利用に関して、全責任は利用者としているため。提供者に関しては、全責任を提供者とは明記していないが、上記の場合を想定して、個人を対象とすることとし、利用者、提供者とした。）

※データ利用者、提供者以外（外部の方）は、NBDC ヒトデータベースガイドラインで規定できないので、対象外。

（被害者） データ提供に係る関係者（研究参加者、データ提供者、データ提供者の所属機関）、データ利用者（漏洩等の当事者以外）、NBDC

⇒ガイドラインでは、これらをまとめて、“「NBDCヒトデータベース」運営に損害を与えた場合には、”としている。

2. ガイドライン改正条文

参考資料3：ガイドライン見直しリスト

参考資料4：NBDCヒトデータ共有ガイドライン v.5.0（6頁、12頁）

参考資料5：NBDCヒトデータグループ共有ガイドライン及び別表 v.3.0（6頁、11頁）
の黄色ハイライト部分

以上